#### 国際関連情報 国際会議等

# 2019年 AICPA 年次全国大会報告

鳥田 ASBJアシスタント・ディレクター ASBJ 専門研究員 牧野 めぐみ



## I. はじめに

米国公認会計士協会 (AICPA) の年次全国 大会一最近の米国証券取引委員会 (SEC) 及び 公開会社会計監督委員会 (PCAOB) の動向-が、2019年12月9日から11日にかけての3 日間、米国ワシントンDCにて開催され (ニューヨークにも同時中継)、SEC や PCAOB、米国財務会計基準審議会(FASB)、 国際会計基準審議会 (IASB) などからの出席 者により、会計基準の動向をはじめとする彼ら の見解や監査及び財務報告に関する最近の論点 等について発表ないし討議が行われた。当委員 会からは、2名(筆者)が参加した。

本稿では、本年次全国大会の主要なセッショ ンのうち、特に会計基準に関連する部分に焦点 をあてつつ、概要についてご紹介させていただ く。なお、文中の各スピーカーの意見及び筆者 の意見にわたる部分は、各人の私見であり所属 する団体・組織の正式見解ではないことを申し 添える。

## Ⅱ、主要なセッションの概要報告

2019年12月9日(月)(第一日目)

1. AICPA 副会長による講演

(スピーカー: AICPA 副会長 Tracey Golden 氏)

冒頭、会計士を取り巻く環境に劇的な技術革 新が起きており、プロフェッショナルとして、 将来の変革に主体的に取り組む必要があること が説明された。CPA の提供するサービスが変 化する可能性はあるものの、誠実性をもって専 門的なサービスを提供するという職業専門家と しての在り方は変わらないこと、AICPAでは 公共の利益を保護し、監査の品質を向上させる 取組みを引き続き行っていくことが述べら れた。

また、変化する環境に対応するための様々な 取組みとして、サイバー・セキュリティ、ブロック・チェーン(暗号資産)に対する AICPAの対応について説明がなされた。また、 企業の無形の価値の評価に対する関心が高まっ ており、サステナビリティ報告書、統合報告書 等に対する保証業務の重要性が増加していると の報告がなされた。

最後に、新たな時代に対応できる人材を確保 するための AICPA の取組みとして、試験制度 の改革や教育への働きかけが紹介された。

## 2. SEC 委員長と SEC 主任会計官との対談及 び主任会計官室(OCA)の取組み

(スピーカー:SEC 委員長 Jay Clayton 氏及び SEC 主任会計官 Sagar Teotia 氏他)

まずは、SEC 委員長の Jay Clayton 氏と SEC 主任会計官の Sagar Teotia 氏により、 SEC における 2019 年の成果と 2020 年の優先 事項について対談が行われた。冒頭、Clayton 委員長により、高品質な財務報告は、SEC の制度の基盤であるとの見解が示されたうえで、投資家保護、公平で秩序ある効率的な市場の維持及び資本形成の支援という SEC のミッションを実行するのに役立つよう、SEC 規則制定の見直しを行っていることが説明された。以下では、対談で取り上げられた論点のうち、 Non-GAAP 財務指標、米国外における事業の対応、金利指標改革の論点の概要をご紹介する。

## (1) Non-GAAP 財務指標

Clayton 委員長及び Teotia 主任会計官から、 SEC スタッフは、引き続き Non-GAAP 財務指標にも焦点をあてており、企業が Non-GAAP 財務指標の報告にも責任を有するという点が強調された。特に、期間ごとの比較可能性、首尾一貫性や、計算方法の明確化及び Non-GAAP 財務指標に対する強固な内部統制の確立を重視 していくこと等が説明された。

## (2) 米国外における事業の対応

Clayton 委員長から、米国外の企業や米国外で重要な事業を行っている米国企業に対し、投資家は重要なリスクにさらされているため、米国外において、首尾一貫した財務報告や外部監査が行われることの重要性が強調された。これに対し、Teotia 主任会計官からも、SEC において、国際的な論点について最優先事項として時間を割いて取り組んでいるとの説明がなされた。

## (3) 金利指標改革

Clayton 委員長及び Teotia 主任会計官から、全世界で幅広く利用されている金利指標の変更には幅広い影響が生じる可能性があり、金利指標改革に伴うリスク及び複雑性に関して注意喚起がなされた。そのうえで、金利指標改革に伴う混乱を回避するために、企業は金利指標改革から生じるリスクを評価し、できる限り早期に対応する必要性があるとの見解が示された。

Clayton 委員長及び Teotia 主任会計官との対談後、OCA スタッフから収益、リース及び金融商品の減損等の主要な新基準の適用に対する最近の SEC の取組みについて説明がなされ、SEC が引き続き企業の対応に注視していることが示された。個別の論点に関する SEC スタッフの見解については、後述する「3. SECの OCA の最近のプロジェクト」を参照のこと。

## 3. SEC の OCA の最近のプロジェクト

主要な新基準(収益認識、リース、信用損失)や新たな課題である金利指標改革等に関連して寄せられた論点に対して、OCAの各ス



タッフからの見解が示された。主な内容は、次 のとおりである。

#### (1) 収益認識

収益認識に関して、最も多く寄せられたト ピックとして次の2つの論点が紹介された。

#### ① 履行義務の識別

「区分して識別可能」かどうかの評価の目的 は、財又はサービスを顧客に移転する約束が、 契約の観点において、財又はサービスのそれぞ れを個々に移転することなのか、その約束した 財又はサービスをインプットとした結合後の項 目を移転することなのかを判定することであ る。顧客に「ソリューション」を提供している という理由のみで、単一の履行義務であるとす る主張が聞かれることがあるが、単に財又は サービスが顧客に提供される名称に言及するの ではなく、Topic 606「顧客との契約から生じ る収益」(以下「Topic 606」という。) のガイ ダンスに基づく分析を提供することにより、企 業の結論を支持することが重要であることが強 調された。履行義務の識別に関しては、結論の 根拠に示されるように、個々の約束した財又は サービスの合計よりも大きい又は実質的に異な る結合後の項目をもたらすかどうかを考慮する ことが多くの場合に有効であるとする OCA ス タッフの見解が示された。

OCA は、当初のソフトウェア・ライセンス と継続的なソフトウェア・アップデートが単一 の履行義務かどうかの照会を受けた。頻繁な アップデートが必要であり、アップデートがな ければ、ライセンスから便益を得る顧客の能力 は、契約期間全体にわたって大幅に制限される とする事実が主要な要因として識別された。 OCA スタッフは、ライセンスとアップデート の結合後のアウトプットは、ライセンスとアッ プデートの個々の約束と「実質的に異なる」も のであるため、個々の約束は、顧客への単一の 約束を履行するためのインプットであり、結合 後のアウトプットが単一の履行義務であると考 え、登録企業の結論に異論を唱えなかった。

#### ② 本人か代理人かの検討

企業が本人か代理人かの検討は、顧客への サービスの提供に関しては、特に困難となり得 る。OCA は、顧客へのサービスの提供に他の 当事者が関与している場合に、登録企業が本人 であるか代理人であるかについて照会を受け た。顧客との契約では、他の当事者がサービス の一部を提供することが定められている。登録 企業は、他の当事者が提供するサービスの登録 企業による提供を法的に禁止されているが、他 の当事者を選択する能力を有し、他の当事者が 登録企業の代理として実行するサービスの範囲 を定義し、他の当事者を指図し、登録企業のた めにサービスを提供させる能力を有する。これ らの事実から、OCA スタッフは、登録企業が サービスを顧客に移転する前に支配しており、 登録企業が取引における本人であるため収益を 総額で認識すべきであるとする登録企業の結論 に異議を唱えなかった。

#### (2) リース

#### ① 貸手による回収可能性の評価

Topic 842「リース」(以下「Topic 842」と いう。) は、リースの開始日に、貸手にリース 料の回収可能性の評価を要求し、販売型リース においては、回収の可能性が高くない(not probable)場合、純損益の認識が繰り延べられ る。登録企業は、過去に高い滞納率と債務不履 行を経験していた。しかし、登録企業は、顧客 がリース開始日に信用評価に合格しており、ま た、債務不履行の過去の経験は、一般的にリー ス開始日以降の借手の状況の変化によるもので あると主張し、リース開始日におけるリース料 の回収可能性が高いと結論づけた。OCAス タッフは、リース料の回収可能性に関しては、

企業による借手の信用評価及び類似の借手からの回収の経験を含めて、「すべての要因」を考慮して分析すべきであり、回収可能性に関して十分な基礎が提供されていないとして、登録企業の見解に異議を唱えた。

# ② セール・アンド・リースバック取引における支配の移転

OCA は、セール・アンド・リースバック取 引における支配の移転に関して照会を受けた。 登録企業は、資産を変動持分事業体(VIE)に 譲渡し、対価として VIE のエクイティ持分の すべてを取得した。VIE は、当該資産を第三 者にリースし、第三者はそれらの資産の一部を 登録企業にリース・バックした。第三者は、 リース期間の終了時に原資産を取得する実質的 な固定価格の購入オプションを取得する。登録 企業は、(1)第三者は、リース契約を通じて、原 資産の便益を得ており、(2)購入オプションを有 することにより他の当事者がリース資産からの 便益を得る能力を妨げることから、第三者が リース資産の支配を獲得したと結論づけた。 OCA スタッフは、第三者が資産の支配を獲得 したとする結論に異議を唱えた。OCA スタッ フは、購入オプションが行使されなかった場 合、登録企業は、VIE に対する支配的な財務 持分を取り戻すため、支配は移転していないと 考えた。OCA スタッフは、他の当事者による 使用の指図と便益の獲得を妨げる能力は、それ 単独では支配を確立するものではないことに留 意した。

## (3) 現在予想信用損失

OCA は、借手に代わって融資者が支払う可能性があるコストを、割引キャッシュ・フローを用いた予想信用損失の測定に含めるべきかどうかについて照会を受けた。OCA スタッフは、(1)登録企業は当該コストの支払について、無条件の契約上の義務を負っておらず、(2)割引

キャッシュ・フローに関するガイダンスは、どのキャッシュ・フローを現在価値の計算に含めるべきかを特定しておらず、(3)当該コストは、売却コストの定義を満たさず、償却原価の一部ではないことから、コストから生じる潜在的な将来の貸付金を予想信用損失の測定に含めるべきではないという登録企業の結論に異議を唱えなかった。

## (4) 金利指標改革

昨年の AICPA 年次全国大会において、OCA スタッフは、ロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) の公表停止がキャッシュ・フロー・ヘッジ会計に与える影響について言及した。具体的には、LIBOR の停止後において、ヘッジされた予定取引 (LIBOR ベースの支払利息)が発生する可能性が高いとする企業の主張に対するスタッフの見解が共有された。また、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジの有効性の評価に関する見解も共有された。FASB の金利指標改革に関する会計基準の適用前の段階においては、これらの見解が有用となる可能性について言及された。

OCAは、LIBORの停止の結果として行われる優先株式の修正の会計処理について照会を受けた。現行の米国会計基準においては、優先株式の修正の会計処理について明確なガイダンスは提供されておらず、OCAスタッフは以前、当該修正が変更か消滅かを判断するために、複数の認め得るアプローチが存在することを確認していた。登録企業は、質的アプローチを会計方針として選択しており、LIBORに関連する修正のビジネス目的と修正が投資家の意思決定に与える影響を検討した。当該修正は重要ではないため、修正を優先株式の変更として扱うとする登録企業の結論にOCAスタッフは異議を唱えなかった。

本修正に関して、修正日に会計処理が必要か

どうかについても議論された。OCA スタッフ は以前、優先株式の変更の会計処理に関して、 資本に分類される株式報酬の変更を取り扱う Subtopic 718-20 のガイダンスの類推を許容し ている。当該ガイダンスを適用する場合、修正 の結果による修正後の金融商品の公正価値の増 加を認識する必要がある。契約修正のビジネス 上の目的は、LIBOR の代替金利への置き換え のみであるため、修正が公正価値で交渉された とする登録企業の評価に OCA スタッフは異議 を唱えなかった。結果として、公正価値変動の 認識は行われない。

## (5) 持分法の適用

OCA は、有限責任会社(LLC)への投資に 持分法を適用すべきかどうかに関して照会を受 けた。持分法の適用に関する閾値は、投資先の 性質により異なる。例えば、企業に対する投資 に関しては、20%以上の議決権の保有は、重 要な影響力を有していると推定される。SEC スタッフは、LLCへの投資に関しては、投資 者の持分が極めて限定的であるために、投資者 がパートナーシップの運営及び財務方針に対し て、「実質的に影響を及ぼさない」場合を除き、 持分法が適用されるべきであり、3から5%を 超える投資は、限定的とはいえないとしてい る。登録企業は、投資の性質と意図が受動的で あるため、その所有の形式にかかわらず、重要 な影響力に関する評価がより適切であると考え た。登録企業は、重要な影響力を有しないた め、持分法は適用されないと結論づけた。 OCA スタッフは、リミテッド・パートナー シップへの投資に対する持分法の適用に関し て、長年取り続けた見解が適用されるべきであ り、登録企業が「実質的に影響を及ぼさない」 とはいえず、それを超える影響力を有するとし て、登録企業の見解に異議を唱えた。

#### (6) VIE の連結

OCA は、VIE の主たる受益者の決定(すな わち、VIE を連結するかどうかの決定) に関 する照会を受けた。OCA スタッフは、VIE の 経済的パフォーマンスに最も重大な影響を与え る活動を指図するパワーを有する者の識別は、 VIEの目的と設計、及び設計された変動性に 関して慎重な評価が要求される判断のエリアで ある点を強調した。

## 4. IASB 副議長による講演

(スピーカー: IASB 副議長 Sue Lloyd 氏)

IASB の Sue Llovd 副議長から、冒頭、過去 20 年は国際的に IFRS の導入が進められたこ と、また直近10年間は主要な会計基準の改訂 を行うなど、IASB にとって重要な期間であっ たことに触れたうえで、今後の優先プロジェク トは、アジェンダ協議を通じて、2020年末ま でに検討するとの説明がなされた。

そのうえで、現在取り組んでおり、短期的に 優先するプロジェクトとして、(1)基本財務諸表 プロジェクト及び(2)経営者による説明のプロ ジェクトが取り上げられた。また、最後に、首 尾一貫した IFRS の適用を支援するための IFRS 解釈指針委員会の取組みについて説明が なされた。主な内容は、次のとおりである。

#### (1) 基本財務諸表プロジェクト

投資分析において依然として伝統的な財務諸 表が中核であり、IASBの取組みも伝統的な財 務諸表に関連しているものの、IFRS 基準で定 義されていない (Non-GAAP) 業績指標に対 する投資家のニーズが変化してきており、 IASB は、企業により提供される財務情報の構 成を改善し、投資家が企業を比較できるように することが重要であると考えた。IASB は、こ れまでに IFRS 基準では定義されていなかった 新たな利益の小計を純損益計算書に表示するこ

とを提案する予定である。また、それに加えて、企業固有の指標である経営者業績指標 (management performance measures; MPM) の開示について関連する注記を求めることを提案する予定である。これにより、投資家による情報ニーズの変化に対応することになるとともに、Non-GAAP 指標の提供に規律を提供することになると考えられる。公開草案の公表は、2019 年末ごろを予定している<sup>1</sup>。

## (2) 経営者による説明

投資の意思決定をするために、伝統的な財務 諸表においても気候変動などの企業のリスクに 関する情報を取り込むことが求められるケース はあるものの、財務諸表で補足可能な情報を超 えた、幅広い情報ニーズが投資家から生じてい ると考えている。より幅広い企業報告について 様々な取り込みがなされているが、企業が世界 から受ける影響に関する情報提供に関する取組 みが、IASBがより大きな役割を果たすことが でき、また IASBが大きな役割を果たすべきで ある分野であると判断している。

IASBでは、これに対応するプロジェクトとして、経営者による説明の実務記述書(米国においては一般的に「経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析(Management's Discussion and Analysis)」(以下「MD&A」という。)と呼称されているものに対するガイダンス)の改訂を行っている。これにより、企業の将来キャッシュ・フローに影響を与える可能性があるが財務諸表にはまだ反映されていない可能性のある要因(例えば、気候変動や企業の無形資産に関連するリスク又はチャンス)が可視化されることになる。次のステップとして、実務記述書の改訂を提案する公開草案を 2020 年

に公表する予定である。

## (3) IFRS 解釈指針委員会の取組み

IFRS 解釈指針委員会では、同委員会に提出された要望書に対し、基準設定が必要かどうかを検討している。既存の基準に十分な根拠がある場合には、アジェンダ決定を公表しており、このアジェンダ決定には、基準の理解と首尾一貫した IFRS の適用を促進するために、通常、既存の要求事項をどのように適用すべきかを説明している。これにより、企業にとって会計方針の変更が必要となる可能性があるが、その場合でも、IASB は、企業が即時に対応する必要はなく、会計方針の変更を行うための十分な時間(sufficient time)が認められると想定している。

#### 司会者を通じた質疑応答

その後のQ&A セッションでは、以下のようなコメントがあった。

- 金利指標改革の取組みについて
- IASBでは2つのフェーズに分けて対応を行っており、フェーズ1については、2019年9月に最終化した。フェーズ1では、ヘッジ会計に関連する論点について、予定取引の発生可能性やヘッジ関係の評価等に関する便法を設けている。フェーズ2では、金融商品の契約の変更があった場合の取扱いについて、条件変更として会計処理するのか、既存の金融商品の消滅の認識と新たな金融商品の認識として会計処理するのかについて議論することが予定されている。
- 金融商品に対する新しい減損モデル適用の影響について

企業は、IFRS 第9号の適用に対し十分準備

<sup>1</sup> IASB は 2019 年 12 月 17 日に、公開草案 (ED/2019/7)「全般的な表示及び開示」を公表した。詳細については、本誌 85 頁の「IASB 公開草案『全般的な表示及び開示』の解説」を参照のこと。

しており、減損モデルの適用に対する影響 は、予想よりも小さかったと感じている。信 用リスク管理と財務報告とを連携することに より、リスク管理の改善につながっていると の利点が聞かれている。

- 2019 年 11 月の IFRIC Update の公表が遅れ ている理由について リース期間のアジェンダ決定に関する デュー・プロセスについて意見が寄せられた ため、2019年12月16日に開催される デュー・プロセス監督委員会での審議を待っ
- アジェンダ決定の「十分な時間 (sufficient time) | について 例えば、前述のリース期間に関するアジェン

ダ決定が12月16日以後に公表された場合、 2019年12月に終了する会計年度に反映する 必要はないという認識である。ウェブサイト に、十分な時間の考え方についての説明を掲 載している。

## 5. SEC のコメントレターの傾向

て公表する予定である。

(モデレータ: KPMG LLP パートナー Timothy Brown 氏、パネリスト: Gibson, Dunn &Crutcher 法律事務所パートナー Brian Lane 氏、SEC Office Chief Joel Parker 氏、 SEC Office Chief Mara Ransom 氏)

本セッションでは、SEC スタッフが登録者 の開示資料をレビューし、登録者にコメントレ ターを送付する SEC のコメントレタープロセ スにおいて SEC が注目している論点の分野が 紹介され、コメントレターを受領した企業の対 応に関するベスト・プラクティスに関するヒン トが紹介された。

ここ数年においては、「Non-GAAP 指標」と MD&A が、SEC スタッフが最も頻繁にコメン トレターを送付している分野であり、2019年 は、新収益認識基準に対するコメントが増加し たことが示された。

Topic 606 のような新基準を適用した後(移 行年度後) に、廃止された基準書(すなわち、 Topic 605「収益認識」(以下「Topic 605」と いう。)) の会計原則を適用した結果を表示する ことは適切ではないと SEC スタッフが考えて いることが紹介された。修正遡及アプローチを 使用して Topic 606 を適用した企業は、移行年 度においては、Topic 605 から Topic 606 への 移行の影響を開示することが要求されるが、移 行年度後に、従来の基準書に基づく数値である Non-GAAP 指標を MD&A に含め続けること は適切ではなく、コメントレターを受け取る対 象となり得ると言及された。

Topic 606 の適用において、供給者と消費者 が利用するプラットフォームを運営する企業 が、消費者が企業の「顧客」に該当しないた め、消費者へのインセンティブの支払を「顧客 に支払われる対価」ではないと判断するような 場合、MD&Aでの質的・量的な開示が重要で あることが説明された。

Topic 606 については、判断の適用が要求さ れる分野に焦点があてられており、履行義務の 識別、収益認識時点、及び本人か代理人かの判 定の分野に多くのコメントレターが送付されて いることが紹介された。

Topic 842 に関しては、開示のレビューに関 する初期段階であるものの、年次財務諸表の作 成にあたっては、Topic 842 の開示目的を考慮 し、企業特有の開示を行うことが重要であるこ とが言及された。

イギリスの欧州連合離脱 (Brexit)、LIBOR からの移行、サイバーセキュリティ・リスクの ような新興の問題に関して、これらの影響が重 要な場合、経営者によるリスクの評価、リスク への対応、リスクの軽減方法、リスクに対する 経営者の役割等に関する開示について検討すべ きであると説明された。



最後に、コメントレターを受領した企業におけるベスト・プラクティスに関して、指摘されたコメントに直接対応すべきこと、指摘された論点が重要ではない場合には早めに連絡すること、他の登録企業が類似の会計処理をしていることをもって、当該会計処理が認められると仮定すべきでないこと、SEC スタッフと連絡を取ることを躊躇する必要はないこと等のヒントが紹介された。

## 2019年12月10日(火)(第二日目)

#### 6. FASB 議長による講演

(スピーカー: FASB 議長 Russell Golden 氏)

最初に Golden 氏の FASB 議長の任期が 2020年6月末であり、本会議が Golden 氏が議 長として登壇する最後の機会となることが言及 された。

その後、FASBによる基準開発プロセスについて説明が行われ、FASBは基準設定を行うために、(1)関係者の声を聞いて対応し、(2)リサーチを実施し、(3)質の高いコミュニケーションを行い、(4)すべての市場関係者への説明責任を果たす、という4つのことを継続して行っていると説明され、開発されたすべての会計基準、修正、Q&A等は、関係者からの声への対応の結果として存在するものであると説明された。

次に、Golden 氏の残りの7か月間の任期中において取り組まれるFASBのプロジェクトについてこれまでの基準開発の状況が説明された。

## (1) 負債と資本の区分

複雑性を軽減するために設定されたプロジェクトであり、Golden 氏の任期中での完了が望まれていることや、7月に公表された公開草案に関して、本会議の翌日の FASB ボード会議で議論されることが紹介された。

#### (2) LIBOR 改革

2020年初期に、基準書の公表が見込まれることが説明された。

(3) のれん及び識別可能な無形資産の会計処理 意見募集の公表及びその後のラウンドテーブ ルについて説明が行われ、2020年のFASB会 議では興味深い議論が行われることが見込まれ るとされた。

## (4) 財務業績及びセグメント開示

Golden 氏の任期後も議論の継続が見込まれており、財務業績情報の分解に焦点を当て、経営者の視点で純損益計算書の費用を分解するアプローチを議論していることが説明された。

さらに、これらの基準開発活動に加えて、 FASBは、すべての基準書の適用活動のモニタ リングを継続することが説明された。

最後に、FASB 及び FASB スタッフ、AIC-PA、SEC コミッショナー及び SEC スタッフ、及びすべての関係者に対する謝意が表明された。

#### 司会者を通じた質疑応答

その後のQ&A セッションを通じて、以下 のようなコメントがなされた。

- のれんのプロジェクトについて
- Golden 氏の退任前にプロジェクトの方向性が決定されることを望んでいると説明され、IASB が関係者から受け取るインプットを確認することが適切であるとの説明が行われた。
- FASBが Non-GAAP指標に関するガイダンスを公表する予定があるか

FASB は、使用されている Non-GAAP 指標を確認することにより基準書の改善を検討することはあるが、Non-GAAP 指標を定義することは行わないと説明された。



7. FASBの会計基準設定に関するアップデート (スピーカー: FASB のボード・メンバー兼発 生問題対策委員会(EITF) 議長 Susan Cosper 氏、FASB テクニカル・ディレクター代理 Shavne Kuhaneck 氏)

冒頭、Cosper 氏から、リース及び信用損失 の適用支援に対する FASB の取組みが説明さ れた。その後、FASBの現在のプロジェクト (短期プロジェクト及び長期プロジェクト) に ついて説明がなされた。主な内容は、次のとお りである。

#### 短期プロジェクト

#### (1) 金利指標改革

FASB は、金利指標改革から生じる混乱を軽 減することを目的として、2019年9月に会計 基準書アップデート (Accounting Standards Update; ASU) 案第 2019-770 号「金利指標改 革(Topic 848)」を公表した。主な提案内容 は、次のとおりである。

- 契約条件が変更された場合、それが金利指標 改革による直接の影響を受けるもの又は潜在 的な影響を受けるものである場合、当該契約 の変更を契約の消滅及び新規契約の締結では なく、契約変更とみなすことができる。
- 金利指標改革を原因としてヘッジ関係の重要 な条件が変更された場合、ヘッジ関係を継続 することを認める。
- ヘッジ対象がベンチマーク金利の変動に基づ く公正価値の変動リスクとして指定されてい る場合、特定の要件を満たせば、指定された ベンチマーク金利を他の適格なベンチマーク 金利に変更することができる。
- キャッシュ・フロー・ヘッジについて、指定 されたヘッジ対象のリスクが金利指標改革の 影響を受けるものである場合、指定された予 定取引の発生可能性を評価するにあたって、 潜在的に指定されたリスクが変更される可能

性を無視し、既存のヘッジ関係を継続するこ とができる。

## (2) ヘッジ会計

FASB は、2019 年 11 月に ASU 案第 2019-790号「ヘッジ会計の改善―デリバティブと ヘッジ (Topic 815) | を公表している。これ は、ヘッジ会計の簡素化を図る目的で公表した 2017 年 8 月に公表した ASU 第 2017-12 号 「ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善| について、さらなる明確化を図ることを提案す るものである。主な提案内容は、次のとおりで ある。

- キャッシュ・フロー・ヘッジの開始時点で ヘッジ対象リスクの特定に不確実性が存在す る場合、ヘッジ対象リスクの特定にあたっ て、企業の最善の見積りにより、ヘッジ対象 予定取引にキャッシュ・フローの変動をもた らすリスクが何であるかを考慮する。また、 予定取引の発生可能性の評価にあたっては、 ヘッジ対象リスクを考慮しない。さらに、 ヘッジ指定文書化における留意点や有効性の 考え方、不確実性が解消された場合の会計処 理等の明確化を図っている。
- 非金融商品の購入・売却の予定取引におい て、契約で特定されたリスク構成要素をヘッ ジ対象リスクに指定した場合の適用上の留意 点を明確化している。また、非金融商品の予 定取引をデリバティブとして会計処理する場 合、適格なヘッジ対象となる場合のガイダン スを追加している。

#### (3) 負債と資本の区分

金融商品の負債又は資本の区分は企業にとっ て負担であり、複雑であるために財務諸表の修 正の原因となっている。FASBは、2019年7 月31日にASU 案第2019-730号「負債-転換 権その他のオプション付き負債(Subtopic

470-20) 並びにデリバティブ及びヘッジ会計-自己の株式に関する契約 (Subtopic 815-40) 一転換可能金融商品及び自己の株式に関する契 約の会計処理」を公表した。主な提案内容は、 次のとおりである。

- 転換権が付された債券や優先株式について、 条件により適用される会計モデルが異なって いるが、これらを統合整理する。また、転換 権の区分処理が要求されるケースを限定 する。
- 自己の株式に関する契約について、デリバ ティブとしての会計処理から除外されるか否 かの判断基準を簡素化する。また、判定の再 評価において、特定の事象が発生した場合に のみ再評価するように変更する。

## 長期プロジェクト

長期プロジェクトとして、セグメント情報に 関するガイダンスの改善可能性についてリサー チを行っている。また、財務業績報告に関する プロジェクトの一環として、損益計算書又は注 記における費用の分解表示の方法についてリ サーチを行っている。費用項目の分解について は、企業が内部的に管理している方法を反映す る「内部視点 (internal view)」によるアプ ローチを模索しており、市場関係者からの

フィードバックを受けている。セグメントと財 務業績報告プロジェクトは関連しており、あわ せて検討すべきか否かも考慮している。

また、のれんの会計処理の改善について、市 場関係者の関心の高さを感じている。市場関係 者の見解は様々であり、引き続き検討を続けて 125

## Ⅲ. 終わりに

本年次全国大会では、高品質な財務報告を提 供するために、関係者(規制当局、会計基準設 定主体、財務諸表作成者、監査人)と市場関係 者とのコミュニケーションの重要性に焦点が当 てられている印象を受けた。

本会議を通じて取り上げられた議論として は、(1)主要な新基準(収益認識、リース、信用 損失)の適用、(2)金利指標改革、暗号資産、サ イバーセキュリティ、Brexit 等の新たな課題、 (3)監査上の重要な事項 (Critical Audit Matters; CAM) の導入及び(4)監査の品質及び監 査人の独立性が挙げられる。また、多くのセッ ションにおいて、新たなテクノロジーが会計及 び監査に与える影響について議論が行われて いた。